

リサイクルステーション

- ◇とき 9月4日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外のもの、お受け取りできません)
 - ◇ところ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)
 - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
 - ◇回収品目
 - ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール
 - ⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレトペーパーのしんなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりますので回収しません)
 - ⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します)
 - ⑨アルミ缶 ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
 - ⑫割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたばしは回収しません)
- ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください



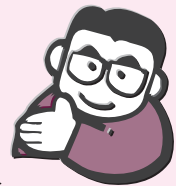
加齢とともに判断能力の劣った人が、悪質な訪問販売業者から、高額でかつ不要な契約を幾つもさせられるという被害が発生し、全国的にも大きな問題となっています。

こうした人の多くが一人暮らしで、身近に信頼して相談できる人がいないことなどから、次々と契約をさせられていると考えられます。

また、本人に、事の重大さを理解する能力はなく、周りが気付くまで問題が発覚せず、被害はより一層深刻なものとなっています。

判断能力不十分者の契約トラブル対処法

キーワードは「遠い親せきより近くの他人」!
広めよう「八つとか目」運動



窓口は… 消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111
(可茂総合庁舎内)
岐阜県消費生活センター
電話 058-265-0999

消費者への アドバイス

高齢者や判断能力不十分者が被害に遭いやすい訪問販売の場合は、8日以内であればクーリング・オフで無条件解約ができます。

対策として、地域の人が、一人暮らしの高齢者宅に、少なくとも8日間に一度は「八つとか目」と言って様子を伺ってくだされば、ほとんどがクーリング・オフで救済されることとなります。

絶えず人の交流があれば、そこには悪質業者が立ち入るすきもなく、大きな抑止力となります。

高齢者自身も、自分から地域の活動に参加して交流を深め、信頼関係を築いていくことが必要です。

※消費生活で困ったことがありましたら早急に最寄りの相談窓口にご相談してください

2週間前、一人暮らしの82歳の姉が、電話勧誘で18万円もする皇室アルバムの購入契約をした。姉は判断能力不十分者のため、十分理解しないうまま返事をしたようだ。書籍が届いた時に、「買った

◇相談2

クーリング・オフ期間内であったので、書面で通知して無条件解約ができました。

◇処理1

3日前、認知症で介護認定を受けている73歳の母が、約53万円の床下除湿剤を契約させられていることが、介護者からの連絡で分かった。母は契約については全く理解していないが、どうしたらいいか。

◇相談1

3日前、認知症で介護認定を受けている73歳の母が、約53万円の床下除湿剤を契約させられていることが、介護者からの連絡で分かった。母は契約については全く理解していないが、どうしたらいいか。

電話勧誘販売なので、クーリング・オフで無条件解除ができますが、この場合、契約書面を受け取ったかどうか、また、いつ受け取ったかが確認できませんでした。そこで、判断能力不十分者の契約であり、契約を拒否する書面を出すよう助言しました。しかし、その後相談者から、「業者が14万円の解約料を支払えと言って応じなかったたので購入することにした」と報告がありました。

◇処理2

3日前、姉の家に居ると、業者から電話があったので、私から断ったが、「契約は成立している。商品を受け取らないと裁判にする」と脅されたが、解約はできないか。